

松本地区社会福祉協議会 規約

(目 的)

第 1 条 松本地区内の住民総てが健康で、文化的な楽しい生活ができるよう、社会福祉事業の能率的運営と組織活動を展開し、地域福祉の増進と明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この協議会は、福井市松本地区社会福祉協議会と称する。(以下本会という)

(事 務 所)

第 3 条 本会の事務所を松本公民館内に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地域住民福祉に関する総合計画樹立のための調査・研究
2. 地域住民福祉を推進する各種団体との事業の連絡調整及び活動助成
3. 地域福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための普及・啓発活動
4. 地域ぐるみの福祉活動の実践
5. その他本会の目的達成のため必要な事業

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、松本地区内に居住する全戸・全世帯とする。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名以内
常任理事	若 干 名
理 事	若 干 名
監 事	3 名以内

(役員を選出)

第 7 条 会長、副会長、監事は総会において選出する。

(2) 常任理事は、理事の中から会長が選出する。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。

(3) 常任理事は、会長の命をうけ会務を処理する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

(2) 役員を辞任した場合の後任役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(3) 役員は任満期後であっても、後任者が決定するまでその職務を行う。

(顧 問)

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。

(2) 顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

(3) 顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。

(代 議 員)

第 11 条 本会の目的を効果的に推進するため、代議員を置く。

(2) 代議員は、次に掲げる団体等から選出する。

1. 自治会会長全員
2. 民生・児童委員協議会会員全員
3. 福祉委員全員
4. 福祉関係団体等各種団体の代表者
5. その他、本会の目的達成に賛同を得る有識者

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は1年とする。

(2) 代議員を辞任した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任理事会・理事会)

第13条 常任理事会及び理事会は必要に応じ会長が招集し、議事を進行する。

(2) 常任理事会及び理事会の議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(常任理事会・理事会の付議事項)

第14条 常任理事会及び理事会の付議事項は次の通りとする。

(1) 総会に付議する事項

(2) その他業務執行上必要とみとめられる事項

(総 会)

第15条 総会は年1回これを開く。ただし必要に応じ臨時に開催することができる。

(2) 総会は毎会計年度終了後3ヶ月以内に開かなければならない。

(3) 総会は代議員の出席をもって行う。

(4) 総会の議長は会長がこれに当たる。

(5) 総会は委任状を含む代議員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(6) 総会の議事は出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第16条 総会に付議する事項は次の通りとする。

(1) 庶務に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 規約に関する事項

(5) 役員の選任に関する事項

(6) その他重要事項

(委員会・部会の設置)

第17条 本会は社会福祉事業推進のため、福祉委員会・委員会・部会を設置することができる。

(幹 事)

第18条 本会に幹事を置く。

(2) 幹事は会長が指名し委嘱する。

(3) 幹事は庶務及び会計を補佐する。

(運営・事業経費)

第19条 本会の運営・事業経費は、会費、寄付金、補助金等をもってあてる。

(2) 会費は、一世帯当たり450円とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

(そ の 他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は昭和45年10月15日から制定施行する。

この規約は平成4年2月16日から改訂施行する。

この規約は平成12年2月12日から改訂施行する。

この規約は平成18年2月19日から改訂施行する。

但し第19条2項の会費については、平成14年度から施行する。

但し第19条2項の会費については、平成18年度から施行する。